

# 環境物質工学科同窓会における個人情報の保護に関する基本規程

(平成 18 年 6 月 17 日施行)

## 第 1 章 総 則

### 〈目的〉

第 1 条 この規程は、環境物質工学科同窓会（支部同窓会を含む）における個人情報の保護に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

### 〈定義〉

第 2 条 この規程に定める用語の定義は次のとおりとする。

- 1) 「個人情報」とは、本会を構成する正会員および学生会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。
- 2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア. 一定の業務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
  - イ. 前項に掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名、その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することができるように体系的に構成したもの。
- 3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4) 「保有個人データ」とは、職務上作成し、または取得した情報であって組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。なお、当該保有個人データは、第 4 章「個人情報の開示および訂正等」の対象となる。
- 5) 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### 〈本会の責務〉

第 3 条 本会は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利・利益の侵害防止に関して必要な措置を講じるものとする。

### 〈担当者の責務〉

第 4 条 個人情報を取扱う担当者は次の責務を負う。

- 1) 個人情報を取扱う担当者は、法令および本規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、個人データの正確性および安全性の確保に努める。
- 2) 個人情報を取扱う担当者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しない。
- 3) 前項の規定は、担当者がその職を退いた場合であっても同様とする。

### 〈個人情報保護の管理責任者〉

第 5 条 本会は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護統括管理責任者および管理責任者を置く。

- 1) 個人情報保護統括管理責任者および管理責任者は、それぞれ環境物質工学科同窓会会長および理事が務めることとする。
- 2) 統括管理責任者は、個人情報保護方に関する関連法令および本規程の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の管理に関する統括責任を負う。
- 3) 管理責任者は、本規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、担当者がこれを適正に取扱うよう指導・監督するとともに、所管する保有個人データの開示および訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 4) 保有個人データの管理責任範囲について疑義が生じた場合は、第 13 条に定める個人情報保護委員会(以下、保護委員会という)、または第 14 条に定める連絡委員会の審議により、これ

を定めるものとする。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 〈個人情報の収集制限〉

第6条 本会は、個人情報の収集に関して以下の制限を設ける。

- 1) 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。
- 2) 次に掲げる個人情報は収集しない。
  - ア. 思想、信条および宗教に関する事項
  - イ. 社会的差別の原因となる事項
- 3) 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合はその限りではない。
  - ア. 本人の同意があるとき。
  - イ. 岡山大学、環境理工学部、環境物質工学科から本人に関する情報の提供を受けたとき。
  - ウ. 本人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - エ. その他、保護委員会が正当な理由があると認めたとき。

### 〈個人情報の利用制限〉

第7条 本会が収集した個人情報は、あらかじめ定めた利用目的以外に用いない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りではない。

- 1) 本人の同意があるとき。
- 2) 法令に基づくとき。
- 3) 本人の生命、身体、または財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) その他、保護委員会が正当な理由があると認めたとき。

### 〈第三者提供の制限〉

第8条 個人情報の第三者への提供に関して以下の制限を設ける。

- 1) 本会が収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はその限りではない。
  - ア. 法令に基づくとき
  - イ. 本人の生命、身体、または財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 2) 岡山大学同窓会および環境理工学部同窓会に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を提供することができる。
- 3) その他の第三者への情報提供に関しては、保護委員会の審議を経て、利用目的の達成に必要な範囲内において本人の同意を得た後、提供することができる。

## 第3章 個人情報の管理

### 〈個人情報の適正管理〉

第9条 個人情報保護の管理責任者は、個人情報の安全管理および正確性を確保するために、次に掲げる事項について適切な措置を講じる。

- 1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失、または毀損を防止すること。
- 2) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- 3) 保有する必要のなくなった個人情報は速やかに廃棄または消去すること。

### 〈委託における取扱い〉

第10条 個人情報の処理を伴う業務の委託において、次に掲げる事項について適切な措置を講じる。

- 1) 管理責任者は、個人情報の処理を伴う業務の全部または一部を個人または業者等（以下、受託者という）に委託しようとするときは、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提

- 供するものとし、委託する個人情報の安全管理を図るために必要に応じて委託契約（覚書を含む）を締結し、適切な監督を行わなければならない。
- 2) 受託者は、個人情報の取扱いについては本規程を遵守し、業務遂行において個人情報の保護に努めなければならない。
  - 3) 受託者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の不正利用等に対して防止策をとらなければならない。

## 第4章 個人情報の開示および訂正等

〈自己情報の開示請求と訂正等〉

第11条 本会は、個人情報の開示および訂正等について、次のとおり定める。

- 1) 本人は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を管理する管理責任者に対して開示請求することができる。
- 2) 管理責任者は、本人から当該本人の個人情報の開示を求められた場合は、遅滞なく当該個人情報を開示する。
- 3) 管理責任者は、本人から当該個人情報の内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加、利用停止、第三者提供の停止、削除または消去（以下、訂正等という）を請求されたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を行う。
- 4) 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に個人情報の全部または一部を開示しないことができる。この場合、管理責任者は、当該本人にその理由を文書により通知する。
  - ア. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害する恐れがあるとき。
  - イ. 本会の業務の適正な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき。

## 第5章 苦情の処理および相談

〈苦情の処理および相談〉

第12条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情および相談に対して次の措置を講じる。

- 1) 管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情および相談を受付けるための窓口を設置する。
- 2) 窓口は、当面の間、同窓会事務局とする。
- 3) 苦情の処理および相談のうち、その案件内容によって判断が困難な場合は、連絡委員会また保護委員会に審議を要請しなければならない。

## 第6章 個人情報保護委員会および連絡委員会

〈個人情報保護委員会〉

第13条 環境物質工学科同窓会は、理事会の下に、本会の個人情報の保護に関する方針・施策について審議する個人情報保護委員会を置く。

- 1) 保護委員会は、次の委員をもって構成する。
  - ア. 当面の間、本会理事会構成員と同一とする。委員長は、会長があたるものとする。
  - イ. その他、委員長が指名する者
- 2) 保護委員会は次の事項を審議する。
  - ア. 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
  - イ. 連絡委員会から個人情報の保護の取扱いに関して付議された事項
  - ウ. 統括管理責任者ならびに管理責任者から付議された事項
  - エ. その他、個人情報の保護に関する重要な事項

〈連絡委員会〉

第14条 環境物質工学科同窓会は、理事会の下に、会員管理システムの円滑な運用と管理を図るために連絡委員会を置く。

- 1) 連絡委員会は、次の委員をもって構成する。

- ウ. 当面の間、本会理事会構成員と同一とする。委員長は、会長があたるものとする。
  - エ. その他、委員長が指名する者
- 2) 連絡委員会は次の事項を審議する。
- ア. 個人情報の収集、管理および利用に関する事項
  - イ. 個人情報の開示および訂正等に関する事項
  - ウ. 個人情報の取扱いに関する苦情への対応に関する事項
  - エ. 保護委員会から付議された事項
  - オ. 統括管理責任者ならびに管理責任者から付議された事項
  - カ. その他、個人情報に係わる事項

## 第7章 教育・講習会等

〈教育・講習会等〉

第15条 会長および管理責任者は、この規程および関連法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、担当者に対する教育・講習会等を必要に応じて実施するものとする。

## 第8章 雑 則

〈法等の取扱い〉

第16条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護の取扱いに関する事項については、法およびその他の関係法令により取扱うものとする。

〈規程の改廃〉

第17条 この規程の改廃は、保護委員会の議を経て、理事会にて議決するものとする。

〈附則〉

第18条 本規程は、平成18年6月17日より施行する。